

# 評価・育成「自己申告書」

多くの教職員が評価に不信をいだき、無くなることを願っている「教職員の評価・育成システム」

ですが、残念ながら今年度も強行されます。

改定（改悪）される度に、泉北教組は和泉市、高石市、忠岡町教育委員会と交渉・確認をしましたが、直近の確認を改めて掲載します。

## ルール逸脱はダメ！

「システム」について、府教育庁は「手引き」に目的とルールを明記しています。いくつか紹介しますが、最低限のルールですから、これからの逸脱があれば泉北教組まで知らせてください。

自己申告票原本保管  
3回の提出のうち、1・2回目は「原本」を本人

# のルール



が保管し、「写し」を評価者に提出します。3回目は「原本」を提出し、「写し」を本人が保管します。勝手な「書き換え」を防止する目的だと思われる

目録変更は本人がする  
評価者が目録の変更を

「指導」できるのは「学校の教育目標等の組織目標と明らかに異なる場合」

「具体性を欠く場合」  
「当該教職員の役割・経験に照らして適切でない場合」

「極めて容易に達成可能な目標である場合」に限定されることは手引きに明記されています。

また、手引きの「目標を修正・変更を行わなかった場合に」「業績評価の際に設定目標を考慮して行う」とは、「修正・変更を行わなかった行為について行うものではない」と確認されています。

## 「評価・育成システム」自己申告票様式一部変更にあたり 泉北教組が各地教委に確認したこと (2018年5月)

1. 今回の表記・様式の変更は「面談における意思疎通など『認識の差』を縮小するため」であって、評価の考え方や評価の基準を変えるものではない。
2. 昨年度までの「概ね達成している」の基準と、今年度からの「達成している」の基準は同じである。
3. 「評価」は、客観的で公正なものでなければならない
4. 校長によって評価の基準は変わらない
5. 自己申告票の目標は、当該教職員が主体的に設定し、校長が一方的に目標を変更することはない
6. 自己評価は、評価者によって一方的に変更されてはならない

# ようこそ大阪の教育現場に

## 新任のみなさんに伝えたいこと

「おおさかの子どもと教育」95号（大阪教育文化センター発行）に掲載された笠松弥央さん（高石市・中学校）の「ともに頑張っていきましょう！」から、その一部を引用します。全文が読みたい方は泉北教組まで連絡ください。

今年から「先生」になられた皆さん、おめでとうございます。皆さんとともに働けることをうれしく思います。

私は今年度で教員としては5年目になります。

講師を一年経験し、採用試験に合格して現在の学校で働いています。はじめて教育者として前に立つ

た時はとても緊張していましたが、『理想の教師像』を掲げてやる気满满に希望をもってとりくもうとしていたことを覚えて

大阪のほとんどの中学校では音楽教師は一人しかおらず、毎日ひたすら教材研究と授業づくりに追われ、仕事をこなして

いくのにも必死でした。

職場でもよく「音楽科は教師一人で大変だね」と言われました。確かに身近に（特に教科の面で）相談できる人はいません。

しかし、教育者として尊敬できる先生方は周りにたくさんいます。「これはどうすればいいですか？」「わからないことがあるのですが」と声をかければ、アドバイスをしてくれたり、一緒に考えたりしてくれる人たちがいます。初めてのことは最初からわかる人なんていません。どんどん相談して、

自分の力に変えていくことを私は心がけています。初めの一步はいろんな気持ちを持つでしょう。ぜひ、様々な先生に相談して、ご自身の力に変えていってください。

今回は、私が経験してきた中でも大切だなと思うことを紹介していきます。（後略）



「戦争法」を廃止させよう。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。